

# 月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2021.9月号》



発行: 〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16

ハローワーク秋田 (電話 018-864-4111)

(FAX 018-864-1815)

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。

## 令和3年10月1日(金)から 秋田県の最低賃金が変わります。

変更前

時間額

792円



時間額

822円

1時間あたり30円UP(月給等の場合は時間額換算)

次に掲げる賃金は、

最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- (3) 1カ月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

【お問い合わせ先】

秋田労働局賃金室

(018-883-4266)

秋田労働基準監督署

または (018-865-3671) まで

(新型コロナウイルスの影響を受ける事業主の皆さま)

### 雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金 特例措置が令和3年11月30日まで継続されます

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置については、今般、緊急事態措置区域が追加されるとともに、緊急事態措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、9月末日までとしている現在の助成内容を11月末日まで継続することとなりました。

	特例措置	企業規模	4月30日迄		5月1日~11月30日	
			解雇等あり	解雇等なし	解雇等あり	解雇等なし
原則	助成率	中小企業	4/5	10/10	4/5	9/10
		大企業	2/3	3/4	2/3	3/4
	助成額日額		15,000円		13,500円	
※業況特例 地域特例	助成率	中小企業	—	—	4/5	10/10
		大企業	4/5	10/10	4/5	10/10
	助成額日額		15,000円		15,000円	

※業況特例: 直近3ヶ月の生産指標が前年同期(又は前々年同期)より30%以上減少している企業

※地域特例: 緊急事態措置およびまん延防止等重点措置を実施すべき区域の施設における営業時間の短縮等に協力する企業

雇用調整助成金は、初回の判定基礎期間の初日から1年間に実施した休業等について申請可能です。

ただし、令和2年1月24日から令和2年12月31日の間に初日が含まれる場合は、令和3年12月31日までに実施した休業等について申請できます。

**特例措置・特例期間は変更になる可能性があります。厚生労働省のホームページで最新の情報をご確認下さい。**

【お問い合わせ先: 企画部門 部門コード 32#】

(事業主の皆さまへ)

# 求人内容相違によるトラブルが増えています。

ハローワークでは、求人内容相違に関するトラブルの状況によっては、求人者へ事実確認を行い、求人内容の是正指導や、場合によっては紹介保留とさせていただくこともあります。

## 事例



- 求人票は「正社員」 ⇒ 実際は「正社員以外」
- 求人票は日給「7,000円」 ⇒ 実際は「6,000円」
- 求人票は社会保険「加入」 ⇒ 実際は「未加入」
- 求人票は休憩時間「90分」 ⇒ 実際は「60分」
- 求人票は試用期間「なし」 ⇒ 実際は「あり」

### 【事業主の方にお願ひです！】

採用者には、求人票の内容と実際の労働条件が違う等のトラブルを防ぐためにも、労働条件を明示した書面(「労働条件通知書」等)を交付し、労使双方で内容を確認するようにしてください。  
(労働基準法第15条により、事業主は採用時に労働条件を書面で通知することになっています。)

【お問い合わせ先：求人部門 部門コード 31#】



## ハローワーク秋田 雇用の動き(令和3年7月)

### 概況(常用)

新規求職者数は、企業の雇用維持等により、前年同月比3ヶ月連続で減少し、有効求職者数も前年同月比10ヶ月ぶりに減少した。求人数は、企業の採用意欲が高く、新規・有効とも前年同月比で増加した。これにより、有効求人倍率は1.49倍となり、前年同月比で0.26ポイント上昇、前月からは0.11ポイント上昇した。

管内の雇用情勢は、慢性的な人手不足や世代交代等による採用意欲の高まりにより、一部業種を除くと求人数は新型コロナ前の水準に戻っているが、求職者数は、労働力人口の減少やコロナ禍における離職控え等により減少傾向が続いていることから、今後は、出向等を活用した労働移動や多様な人材の活用による労働力確保対策等の強化を進める必要がある。

#### 【用語解説】

- \* 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- \* 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- \* 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

### ■有効求人倍率(常用)の推移

